

広報

わたりい

No.205

81 3



町のうごき

人口男	4,419
女	4,544
計	8,963
世帯数	2,007
出生	12
死亡	10
転入	29
転出	3
56.3.1現在	

長原保育所が完成

昨年9月から工事が進められてきました長原保育所が、このほど完成し、3月12日(木)午前10時から町長はじめ県、町議会議員、工事関係者ら約60名が列席して竣工式が行われました。

長原保育所は、旧長原集会所を改造、増築して使用していたもので、老朽化していることや園地が狭いであることから移転新築されたものです。新しく完成した長原保育所は、定員60名で敷地面積 2621.71 平方メートル、ブロック造平屋建、建築面積634.57平方メートルに保育室、遊戯室、乳児ほふく室、給食室などを備え、総事業費 1億1千79万7千円で完成したものです。

設計は伊勢市の有限会社構原総合設計室が、工事は伊勢市の株式会社北村組が施工しました。

第1回臨時町議会

西部簡易水道施設 工事請負契約など

四議案を可決

第三回一般会計補正予算などを審議する第一回臨時町議会は、二月十日(火)招集され、会期一日で全議案を原案どおり可決しました。
なお、議員提出議案の「専決処分事項の指定について」も可決されました。

可決された議案

◆昭和五十五年度、度会町一
般会計補正予算 (第三号)

歳入歳出予算補正額二千十
(第三号)

西部簡易水道新設工事||契
約金額の一割五分以内の変更

▼土地、建物など不動産に関する証明 ||二百円
▼印鑑に関する証明 ||五百円
▼出産、死亡、死産、結婚、

●町民体育館
●アマチュアスポーツ、文

●五百kg以下の車 ||三百五十円
●五百kgを超える車 ||一千kg以下の車 ||六百円
●一千kgを超える車 ||一千kgあたり六百円

昼間 ||七百円
夜間 ||千七百円

●五百kgを超える車 ||一千kg以下の車 ||六百円
●一千kgを超える車 ||一千kgあたり六百円

●美化センタ
り八十分
たり八十分

一部改正

- ▼住民票および消除した住民の写 ||二百円
- ▼戸籍の附票の写 ||一百円
- その他の場合
昼間 ||二千円
夜間 ||四千円
- ▼中川小学校第二グラウンド
昼間 ||一千円
夜間 ||五百円
- ▼し尿汲取料
ナハリツ
トリアタ

三月定期町議会で各種の使
用料及び手数料が一部改正さ
れ四月一日から施行されるこ
とになりましたので、町民の
みなさんのご理解ご協力をお
願いいたします。

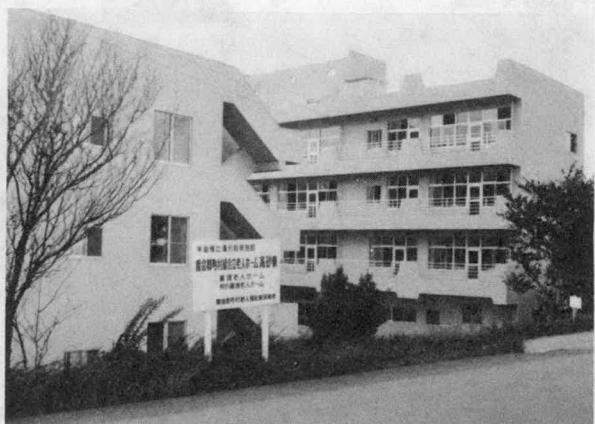
相続に関する証明 ||二百円
▼住民票および消除した住民の写 ||二百円

化関係事業の場合
昼間 ||無料
夜間 ||八百円

●その他の場合
昼間 ||二千円
夜間 ||五百円

●

新しく老人ホーム完成



特別養護老人ホーム（高砂寮）

度会郡町村老人福祉施設組合立の「特別養
護老人ホーム」高砂寮が完成し、昨年四月から
開所しております。

老人ホーム高砂寮は、昭和二十三年に度会
郡下十力町村が組織して、度会郡町村老人福
祉施設組合を設置し管理運営しているもので、
昭和五十三年度に完成した「養護老人ホーム」
(六十名収容)に引き続き、昨年三月完成のね
たきり老人を対象とした「特別養護老人ホー
ム」(七十名収容)も新しくなりました。

完成した施設は、小俣町松倉の従来からの
場所に、鉄筋コンクリート造、四階建、延面
積二〇五九・六一平方メートル、居室二十部
屋を備え工費三億八十九万円で完成しました。
財源は、主に国庫補助金一億七百五十万円
のほか、国民年金等の積立金還元融資七千万
円を受けております。

◆昭和五十五年度、度会町一
般会計補正予算 (第三号)
歳入歳出予算補正額二千十
(第三号)

百八十四万九千円減額。
万二千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞ
れ四億九千六百六十二万五千
円と定めました。

◆工事請負契約の締結につい
て

西部簡易水道新設工事の工
事請負契約に伴い、議会の議
決を求めるもの。

契約金額と契約の相手方一
三千百五十万円、伊勢市八
日市場町十四一二十二、株式
会社神都水道。

◆歳出では、地方改善施設整
備事業注連指地区等工事請負
費など三百八十四万七千円、
道路復旧受託事業工事請負費
一千七百八十八万八千円そ
れぞれ追加。
内城田小学校体育用具室増築
工事請負費など百二十五万八
千円それぞれ追加、予備費二
千円を掲載)

◆専決処分事項の指定につい
て (議員提出議案第一号)
町議会の議決を経て締結し
た次の工事請負契約について



第4回町民駅伝大会

注連指チームが
四連勝

つた結果、注連指チームが四連勝を飾りました。

成績は次のとおり

一位 || 注連指チーム

一時間五十五分二十六秒

二位 || 田口チーム

一時間五十七分二十四秒

三位 || 永和クラブ

一時間五十八分〇二秒

以下 || 平生・立花昭和会・
上久具青壯年会・牧戸・立誠
クラブ・大野木の順位でした。

(区間賞)

一区 (四・二km) || 中西良行
(立花昭和会)十五分四十秒

二区 (三・八km) || 山口新一
(田口)十三分二十五秒

三区 (四・三km) || 中西敏明
(田口)十六分十一秒

四区 (三・三km) || 繩手一彰
(注連指チーム)十一分五十八秒

五区 (三・〇km) || 山本洋一
(永和クラブ)

六区 (四・〇km) || 山本洋一
(永和クラブ)

七区 (三・四km) || 坂本徹
(永和クラブ)

八区 (三・八km) || 尾崎典弘
(上久具青壯年会)

九区 (三・八km) || 進員に、本町から次の三名
が決まり、このほど三重県知事から認定されました。

十区 (三・八km) || 北山才一さん (棚橋)
吉村正生さん (立花)

十一区 (三・八km) || 坂本徹
高齢者を交通事故から守るための「シルバー交通安全推進員」に、本町から次の三名

が決まり、このほど三重県知事から認定されました。

十二区 (三・八km) || 尾崎典弘
(上久具青壯年会)

十三区 (三・八km) || 北山才一さん (棚橋)
吉村正生さん (立花)

十四区 (三・八km) || 坂本徹
高齢者を交通事故から守るための「シルバー交通安全推進員」に、本町から次の三名

が決まり、このほど三重県知事から認定されました。

十五区 (三・八km) || 尾崎典弘
(上久具青壯年会)

十六区 (三・八km) || 北山才一さん (棚橋)
吉村正生さん (立花)

十七区 (三・八km) || 坂本徹
高齢者を交通事故から守るための「シルバー交通安全推進員」に、本町から次の三名

が決まり、このほど三重県知事から認定されました。

十八区 (三・八km) || 尾崎典弘
(上久具青壯年会)

十九区 (三・八km) || 北山才一さん (棚橋)
吉村正生さん (立花)

二十区 (三・八km) || 坂本徹
高齢者を交通事故から守るための「シルバー交通安全推進員」に、本町から次の三名

が決まり、このほど三重県知事から認定されました。

二十一区 (三・八km) || 尾崎典弘
(上久具青壯年会)

二十二区 (三・八km) || 北山才一さん (棚橋)
吉村正生さん (立花)

二十三区 (三・八km) || 坂本徹
高齢者を交通事故から守るための「シルバー交通安全推進員」に、本町から次の三名

が決まり、このほど三重県知事から認定されました。

麦の転作奨励のための 展示圃を設置

米の生産過剰による「水田の転作」については、農家の皆さんには、日頃から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

町では、水田の転作奨励作物として「麦」を選択し、種

昨年十一月、川口地内に「麦のモデル展示圃」を作りました。

四アールに、「ドリルまき」の種方法で省力栽培しているものです。現在、麦の生育

作野 實さん (小萩)

この推進員制度は、県下の

交通事故が依然として増加し

ておりますが、昭和五十四年

中の高齢者の交通事故は八百

二十七件で全事故の十二・二

パーセント、中でも死者は五

十五人で全死者数の三十三、

五パーセントと高率であります。

このような現状から県で

通安全意識の高揚や正しい交

通ルールなどの指導、助言を

行っています。

認定期間は五年間で、県下

で四百人の推進員が認定され

る対策として、この推進員を

活躍が期待されます。

農業委員会を 毎月開きます

これまで、隔月に開かれていました農業委員会の会議は本年四月から毎月招集することになりました。農地の転用許可申請等をされる方は、毎月二十五日までに農業委員会へ提出してください。なお、申請の内容はあらかじめ地区の農業委員さんに

農薬は 正しく使用を

これから農作業の多忙な時期に入りますが、農家のみなさんは、お茶や水稻など病害虫の防除に各種の農薬が使われます。

そこで農業を使用するにあたっては、次の事柄を必ず守つて危険防止につとめましょう。

農薬は 正しく使用を

これから農作業の多忙な時

期に入りますが、農家のみな

さんは、お茶や水稻など病

害虫の防除に各種の農薬が使

われます。

そこで農業を使用するにあたっては、次の事柄を必ず守つて危険防止につとめましょう。

▽散布に先だって近所に声をかけたり、住

居、魚、家畜など周辺への危険防止対策を徹底してお

きましょう。

▽散布にあたって

空袋は焼き捨て、乳剤類

の空びんは洗つて安全な場

所に片づけるなど後始末を

完全にしましよう。また、

使い残した農薬は子供たち

の手の届かぬ場所へ保管し

ましよう。

国民年金保険料

4月から4,500円に

の四月分から、一ヶ月四五〇円に改められます。

国民年金は、給付費の三分の一を国が負担していますが、

去年八月から老齢年金を始めとして、各種年金の額が大幅に引き上げられることもありますが、

かなりの保険料引き上げが必要となりました。しかし、みなさんの負担が急に増えることを避けるため、今後も毎年、段階的に引き上げることにしています。

受給者は、昭和五十六年から「現況届」の提出期限が変わりました。

現況届の提出期限は、これまで、通算老齢年金および特例老齢年金については毎年一月十五日、遺族年金、通算遺族年金および特例遺族年金については毎年四月十五日、障害年金については毎年七月十五日となっていましたが、

また、保険料を納めることが困難な方は、役場国民年金係へ保険料免除の申請を行つります。

なお、附加保険料、月四〇円は変りませんので定額と合せると、月四九〇円となります。

業協同組合施行及び数人が共同して施行するものに限る)建設課

○円は、附加保険料、月四〇円は変りませんので定額と合せると、月四九〇円となります。

また、保険料を納めること

が困難な方は、役場国民年金係へ保険料免除の申請を行つります。

知事の権限事務の一 部を 市町村に委譲

事業主のみなさん

労働保険料の申告・納付は
5月31日までに

現況届の提出期限が 変わりました

「誕生日の末日」に変わりました。

現況届の用紙は、提出期限の約一か月前(誕生日の前月)

に社会保険庁から直接本人に送付されます。

なお、現況届が期限までに提出されない場合は、提出さ

れるまでの間、年金の支払いが差し止められますので、ご

送付されます。

なお、現況届が期限までに提出されない場合は、提出さ

れるまでの間、年金の支払いが差し止められますので、ご

宅地建物取引業法の一部改正

注意ください。
提出先は次のとおりです。
〒168 東京都杉並区高井戸三丁目二四 社会保険庁
年金保険部業務第二課

宅地建物取引業法の一部が改正され、次の消費者保護の規定が設けられました。

業者(取引主任者)は、取引について説明する時は、取引主任者証(取引主任者証明書)を提示しなければならない。

業者の事務所等以外の場所でした売買の申込み及び契約は、五日間に限り、無条件に撤回解約できます。

ただし、業者が代理、仲介をする場合は除かれます。

※くわしくは、県土木部開発指導課宅建業係(0592-242708)へお問い合わせください。

フーリング・オフ制度の説明をします。この内容はこの書面に書いてあるので提出します。今日から5日前は、無条件で、解約書ができます。



概算保険料の申告、納付は五月十五日までです。まだ手続きをされていない事業主の方は、お早めに済ましてください。

なお、労働保険の保険料率が昭和五十六年一月一日(第二種特別加入保険料率については昭和五十六年四月一日)から引下げられ、雇用保険料率が昭和五十六年四月一日から引上げられましたので、保険料の算定には十分ご注意ください。

※くわしいことは、三重県雇用保険課、三重労働基準局、伊勢労働基準監督署におたずねください。

（5）
電波——テレビやラジオは
もちろんのこと、飛行機や船の無線通信、気象衛生による天気予報さらにはパトカーや消防車・救急車の連絡に使われるなど、電波は目には見えませんが、わたしたちの暮らしを支える大切な役割を果たしています。

これらの電波は、その種類を問わず「電波法」によつて取り扱い上の規則が定められていますが、最近、不法電波による電波障害が全国的に増え、年間一万余件を超えるトラブルが発生しています。

ハイ・パワー市民ラジオによる電波障害は、こうしたことのほか、船舶の遭難など緊急通信用の電波を妨害したり、病人を運ぶ救急車や、犯人を運転手が、警察の交通取締まりを逃れようと、仲間同士で警察の情報を交換するために使用して、電波障害を起こしたり……

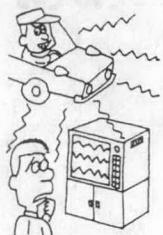
「サクラが咲いたら山火事に注意」——これは山で働く人々の合言葉です。桜が咲き始める春先は、空気が乾燥し、行楽などで山に来る人たちも増え、たばこのポイ棄て止めましょう。

昭和五十五年中には、四千三百九十九件の林野火災が発生し、これにより大きな被害をもたらす社会問題になりました。

電波——テレビやラジオは、その種類を問わず「電波法」によつて取り扱い上の規則が定められていますが、最近、不法電波による電波障害が全国的に増え、年間一万余件を超えるトラブルが発生しています。

暮らしを脅かす

不法電波



トランシーバーは免許を受けて使いましょう

そのため、正常な電波通信は「SOS」の危険にひんじています。

不法電波は、その九割が長距離トラックやダンプカーから発信されおり、多くはハイ・パワー市民ラジオといわれる強力で多数の電波を発信できるトランシーバー（無線機）です。

これらは、普通のトランシーバーと違つて、電波法による規定以外の周波数または規定以上の強い電波ができるもので、使用が禁じられている非法無線機なのです。

昨年発生した電波障害をみてもみると、一般家庭のテレビ・ラジオを混乱させているほかに、たとえば、暴走族グループが覚せい剤の情報交換に不法電波を使用するとか、マイカー・長距離トラックの運転手が、警察の交通取締まりを逃れようと、仲間同士で警察の情報を交換するために使用して、電波障害を起こしたり……

▼アマチュア無線局には、無線従事者の資格が必要です。▼他人の通信を傍受し、盗用することは、法律で禁じられています。

子供のいる家庭では、ふだんから交通ルールをよく教えるとともに、朝、学校に送り出すときは次の点に十分気をつけましょう。

◎出かけるときにしかられない
◎忘れものをさせない
◎通学時間にゆとりをもたせる

子供は、しかられるどそのことで頭がいっぱいになり、周囲の状況が目に入らなくなります。

また、時間にゆとりがないから引き返したりすると、非常にあわてるため注意力が散漫になり、事故のもとになりますから注意しましょう。

一方、車を運転される方は、こうした子供の行動特性を十分理解して、子供を見たら「赤信号」と思い、細心の注意を払いましょう。

最近の林野火災統計をみると、年間総発生件数の約四割が三月、四月の春先の二か月間に集中しています。

守るために、立派な森林となるには何十年、何百年の歳月が必要ですが、ひとたび「火魔」におそれるとアツという間に灰になってしまいます。

私たちに憩いとやすらぎを与えてくれる山——「サクラ

郵政省では、このような不法無線局の一掃に、これからも今まで以上の強い態度でのぞむ方針で、みなさんの理解と協力を呼びかけています。

へお母さんへ

登校前はゆとりをもつて

小さな
交通マナーは
ことごとく
育ましよう



168万県民が力をあわせて交通事故なくそう

山火事から山を守ろう



人命尊重、安全はルールとマナーから

春の全国交通安全運動

4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間

- ▶歩行者、特に子供の交通事故防止
- ▶自転車の安全利用の促進
- ▶無謀運転の追放

168万県民が力をあわせて交通事故なくそう

